

## 平成28年度 事業計画

### I 労働安全衛生法関係研修・講習

#### 1 安全管理者選任時研修

この研修は、「安全管理者」の資格を取得するためのもので、平成28年度においては以下のとおり実施する。

なお、この「安全管理者」は、林業、建設業、運送業、製造業等で常時50人以上の労働者を使用する事業場において選任が義務づけられているもので（労働安全衛生法第11条）、その資格要件については、大学の理科系の課程を卒業し、その後2年以上産業安全の実務を経験しているなど一定の要件に該当する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了した者等となっている（労働安全衛生規則第5条）。

ちなみに、この研修を実施した場合は、毎事業年度経過後3か月以内に、実施科目等について講習を実施した場所を所管する都道府県労働局労働基準部安全主務課に報告するほか、修了者の氏名等を記した帳簿の備付け・保管の義務がある（平成18年厚生労働省告示第24号に基づく厚生労働省労働基準局長通達「平成18年2月24日付け基発第0224004号」）。

#### (1) 開催地、実施日及び受講者数

開催地	実 施 日	受講者数（見込み）（人）
東京	平成28年 4月25・26日	55
	" 6月 13・14日	55
	" 8月8・9日	55
	" 10月5・6日	55
	" 12月8・9日	55
	平成29年 2月6・7日	55
合 計	6 回(6回)	330 (420)

\*（ ）内は、前年の計画数を表す。

#### (2) 研修の内容

安全管理、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等、安全教育及び関係法令

#### 2 安全衛生推進者養成講習

この講習は、「安全衛生推進者」の資格を取得するためのもので、平成28年度においては以下のとおり実施する。

なお、この「安全衛生推進者」は、林業、建設業、運送業、製造業等で常時10人以上50人未満

の労働者を使用する事業場において選任が義務づけられているもので（労働安全衛生法第12条の2）、その資格要件については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者等となっている（労働安全衛生規則第12条の3第1項）。

(1) 開催地、実施日及び受講者数

開催地	実施日	受講者数（見込み）（人）
東京	平成28年 4月21・22日	70
	〃 5月26・27日	70
	〃 6月9・10日	70
	〃 7月6・7日	70
	〃 8月25・26日	70
	〃 9月13・14日	70
	〃 10月11・12日	70
	〃 11月21・22日	70
	〃 12月15・16日	70
	平成29年 1月19・20日	70
	〃 2月16・17日	70
	〃 3月23・24日	70
	小計 12回	840
	愛知	平成28年 6月16・17日
〃 10月18・19日		50
平成29年 2月22・23日		50
小計 3回		150
大阪	平成28年 5月11・12日	90
	〃 7月14・15日	90

	〃 9月14・15日	90
	〃 10月20・21日	90
	〃 12月20・21日	90
	平成29年 3月15・16日	90
	小計 6回	540
福岡	平成28年 4月20・21日	30
	〃 8月17・18日	30
	平成29年 1月25・26日	30
	小計 3回	90
宮城	平成28年 6月23・24日	35
	〃 11月14・15日	35
	小計 2回	70
合計	26回(25回)	1,690(1460)

\* ( ) 内は、前年の計画数を表す。

(2) 講習の内容

安全管理、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等、健康の保持増進対策、作業環境管理及び作業環境、安全衛生教育及び関係法令

3 衛生推進者養成講習

この講習は、「衛生推進者」の資格を取得するためのもので、平成28年度においては以下のとおり実施する。

なお、この「衛生推進者」は、「安全衛生推進者」を選任すべき業種以外の業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場において選任が義務づけられているもので（労働安全衛生法第12条の2）、その資格要件については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した

者等となっている（労働安全衛生規則第12条の3第1項）。

(1) 開催地、実施日及び受講者数

開催地	実施日	受講者数（見込み）（人）
東京	平成28年 4月14日	80
	〃 5月17日	80
	〃 6月29日	80
	〃 7月21日	80
	〃 8月24日	80
	〃 9月20日	80
	〃 10月24日	80
	〃 11月 7日	80
	〃 12月12日	80
	平成29年 1月12日	80
	〃 2月 9日	80
	〃 3月 9日	80
	小計	12回
福岡	平成28年 4月20日	10
合計	13回（12回）	970（830）

\*（ ）内は、前年の計画数を表す。

(2) 講習の内容

作業環境管理及び作業環境（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。）、健康の保持増進対策、労働衛生教育及び労働衛生関係法令

4 衛生管理者資格取得講習

この講習は、「衛生管理者」の免許試験に合格するための準備講習で、平成28年度においては以

下のとおり実施する。

なお、この「衛生管理者」は、常時50人以上の労働者を使用する事業場において選任が義務づけられているもので（労働安全衛生法第12条）、その資格要件については、農林畜水産業、建設業、運送業、製造業等の工業的職種にあつては第1種衛生管理者免許等を、また、その他の業種である非工業的職種にあつては第1種衛生管理者免許、第2種衛生管理者免許等を有することが必要となっている（労働安全衛生規則第7条第1項）。

(1) 開催地、実施日及び受講者数

開催地	実施日	受講者数（見込み）（人）
東京	平成27年 5月19・20日	35
	〃 7月11・12日	35
	〃 9月12・13日	35
	〃 11月10・11日	35
	平成28年 1月16・17日	35
	〃 3月13・14日	35
合計	6回（6回）	210（120）

\*（ ）内は、前年の計画数を表す。

(2) 講習の内容

厚生労働大臣の指定する指定試験機関の行う免許試験に合格するために必要な知識（関係法令、労働衛生、労働生理）

II 労働者派遣法関係講習

1 派遣元責任者講習

ア この講習は、「派遣元責任者」に対するもので、平成28年度においては以下のとおり実施する。

なお、「派遣元責任者」は、派遣元事業主において罰則付きで選任が義務づけられているもので（労働者派遣法第36条）、一般労働者派遣事業については、その許可基準の1つとして、「派遣元責任者講習」を受講（許可申請受理日前3年以内の受講に限る。）した者を選任しなければならないこととなっている（労働者派遣法第7条第1項に基づく厚生労働省職業安定局長通達「労働者派遣事業関係業務取扱要領」）。

イ 昨年9月に労働者派遣法が改正され、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区分を廃止し、労働者派遣事業を全て許可制とされたところであるが、(旧)特定労働者派遣事業については、引き続き3年間労働者派遣の業務を行うことができることとされており、派遣元責任者講習の受講の義務づけはなされていないが、職業安定行政機関では、可能な限り受講するよう指導することとしており、これらを踏まえ、(旧)特定労働者派遣事業における派遣元責任者についても、より積極的に派遣元責任者講習の受講の呼びかけを行い、また、リスティング広告の拡充、労働者派遣事業団体との連携等その受講の促進を図ることにより、労働者派遣法の適正な運営の確保に資することとする。

ウ ちなみに、この講習は、厚生労働省職業安定局長に講習の開催に係る申出を行い、労働者派遣事

業に関わる講習等の事業実績を一定以上有すること等について確認された法人が実施できることとなっている（同業務取扱要領）。

(1) 開催地、実施日及び受講者数

開催地	実施日	受講者数（見込み）（人）
東京	平成28年 4月14日	120
	” 5月17日	120
	” 6月29日	120
	” 7月21日	120
	” 8月24日	120
	” 9月20日	120
	” 10月24日	120
	” 11月 7日	120
	” 12月12日	120
	平成29年 1月12日	120
	” 2月 9日	120
	” 3月 9日	120
	小 計	12回
静岡	平成28年 5月19日	80
	” 8月30日	80
	平成29年 3月30日	80
	小 計	3回
福岡	平成28年 4月22日	100
	” 8月19日	100
	平成29年 1月27日	100

	小 計 3回	300
大阪	平成28年 5月13日	100
	〃 9月16日	100
	〃 12月22日	100
	平成29年 3月17日	100
	小 計 4回	400
愛知	平成28年 6月17日	100
	〃 10月17日	100
	平成29年 2月24日	100
	小 計 3回	300
埼玉	平成28年 8月 5日	100
	〃 10月 7日	100
	〃 12月 2日	100
	平成29年 3月22日	100
	小 計 4回	400
神奈川	平成28年 4月27日	80
	〃 7月 7日	80
	〃 11月25日	80
	平成29年 2月14日	80
	小 計 4回	320
広島	平成28年 7月13日	60
宮城	平成28年 6月22日	80
新潟	平成28年 9月 8日	60

岡山	平成28年11月17日	60
沖縄	平成28年10月13日	60
熊本	平成29年2月17日	60
合計	39回(36回)	3,780(3680)

\* ( ) 内は、前年の計画数を表す。

(2) 講習の内容

関係法令、派遣元責任者の職務上の留意点、個人情報の保護と公正な採用選考等

III 会員拡大の取り組み

当センターの基盤を強化するため、今後ともサービスの向上等を図って、会員の拡大に努めることとする。

IV 会員等に対する相談・指導

会員企業をはじめ、派遣元企業及び派遣先企業等から多くの相談を受けており、今後とも労働者派遣法や労働安全衛生法に関する相談・指導を充実、強化して、これら企業のコンプライアンスの努力を支援するとともに、労働者の福祉の増進に寄与することとする。

V 広報活動

ホームページを中心とした広報活動を展開しているが、平成28年度はネットワークサービスを活用し、豊富な最新情報を迅速に提供するなど、情報内容の充実と情報提供のスピード化になお一層努めることとする。

VI 優良派遣事業者認定制度の審査認定機関業務

労働者派遣事業の適正化、雇用管理の改善等を支援するため、厚生労働省委託事業である優良派遣事業者推奨事業として派遣元事業主が一定の基準に適合する優良派遣事業者であることの審査、認定を行うこととする。

平成26年度及び27年度に認定された優良派遣事業者に対して、フォローアップの指導を行うことを検討する。